(ii)　更生計画　当該認定贈与承継会社に係る更生計画（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画で同法第百九十九条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該更生計画の認可の決定があつたことを証する書類

(iii)　債務処理計画　当該認定贈与承継会社に係る債務処理計画（当該債務処理計画に係る法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十二条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。）の写し及び当該債務処理計画が成立したことを証する書類

第二十三条の九第三十二項中「第四十条の八第三十七項」を「第四十条の八第三十六項」に改め、同条第三十三項中「限る」の下に「。第三十五項において同じ」を加え、同条第三十五項中「第七十条の七第二十六項」を「第七十条の七第三十二項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十四項中「第七十条の七第二十五項」を「第七十条の七第三十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十三項の次に次の五項を加える。

34　第九項の規定は、法第七十条の七第二十三項に規定する財務省令で定める場合及び同項に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

35　法第七十条の七第二十三項に規定する財務省令で定める金額は、個人が、同条第二十二項に規定する認可決定日の直前において贈与者から特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の全てを贈与により取得したものとした場合の当該贈与の時における当該認定贈与承継会社の株式又は出資の一単位当たりの価額に、当該認可決定日の直前において当該経営承継受贈者が有していた当該特例受贈非上場株式等の数又は金額を乗じて得た金額とする。

36　法第七十条の七第二十四項に規定する財務省令で定める者は、同項の認可決定日の直前において代表権を有していた経営承継受贈者のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす同項の認定贈与承継会社の会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員である者とする。

一　当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と施行令第四十条の八第十項に規定する特別の関係がある者の有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

二　当該経営承継受贈者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該経営承継受贈者と施行令第四十条の八第十項に規定する特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

37　法第七十条の七第二十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第七十条の七第二十四項の申請書を提出する者の氏名及び住所又は居所

二　法第七十条の七第二十二項に規定する場合に該当することとなつた事情の詳細及びその事情が生じた年月日

三　その他参考となるべき事項

38　法第七十条の七第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合　次に掲げる書類

イ　当該認可の決定があつた日における認定贈与承継会社の定款の写しその他の書類で施行令第四十条の八第四十二項に規定する要件を満たすことを証するもの

ロ　認定贈与承継会社に係る登記事項証明書（当該認可の決定があつた日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)　当該認可の決定があつた日の前日において、経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表権を有する者であつた旨

(2)　再生計画の認可の決定があつた場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨の記載があること。

ハ　当該認可の決定があつた日における法第七十条の七第二十二項に規定する認定贈与承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定贈与承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定贈与承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）

ニ　法第七十条の七第二十二項に規定する認定贈与承継会社に係る再生計画（民事再生法第二条第三号に規定する再生計画で同法第百七十四条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該再生計画の認可の決定があつたことを証する書類又は当該認定贈与承継会社に係る更生計画（会社更生法第二条第二項に規定する更生計画で同法第百九十九条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該更生計画の認可の決定があつたことを証する書類

ホ　法第七十条の七第二十二項に規定する認定贈与承継会社の有する資産及び負債につき施行令第四十条の八第四十三項第一号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

ヘ　その他参考となるべき事項を記載した書類

二　施行令第四十条の八第三十七項に規定する事実が生じた場合　次に掲げる書類

イ　当該事実が生じた日における認定贈与承継会社の定款の写しその他の書類で施行令第四十条の八第四十二項に規定する要件を満たすことを証するもの

ロ　認定贈与承継会社に係る登記事項証明書（当該事実が生じた日以後に作成されたもので、当該事実が生じた日の前日において、経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表権を有する者であつた旨の記載があるものに限る。）

ハ　当該事実が生じた時における認定贈与承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定贈与承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定贈与承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）

ニ　認定贈与承継会社に係る第三十一項第一号イ(2)(iii)の書類

ホ　法人税法施行規則第八条の六第一項第一号に掲げる者が作成した書類で認定贈与承継会社に係る債務処理計画が施行令第四十条の八第三十七項に規定するものである旨を証するもの

ヘ　その他参考となるべき事項を記載した書類

第二十三条の十の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第一項中「同項に規定する第一次経営承継相続人等の親族が、」を「当該第一次経営承継相続人等からの相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により」に、「役員」を「同項第二号に規定する非上場株式等（以下この条において「非上場株式等」という。）の取得をした個人が、当該認定承継会社の役員（会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員をいう。第八項において同じ。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「次に掲げる書類」を「次の各号に掲げる認定承継会社の区分に応じ当該各号に定める書類」に改め、同項各号を次のように改める。

一　株券不発行会社（施行令第四十条の八の二第五項に規定する株券不発行会社をいう。）である認定承継会社　次に掲げる書類

イ　法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等（以下この条において「経営承継相続人等」という。）が法第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等（以下この条において「特例非上場株式等」という。）である株式に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該経営承継相続人等が自署し、自己の印を押しているものに限る。）